

一般競争入札の実施（公告）

道路賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年4月3日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
道路賠償責任保険契約
- (2) 契約期間
令和7年6月1日（午後4時）から令和8年6月1日（午後4時）まで
- (3) 業務内容
長崎県が管理する一般国道及び県道の道路の設置・管理瑕疵による損害賠償責任保険

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 一般競争入札の参加者の資格等の告示に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 3の競争入札参加資格申請書の提出期限の日から入札書受理期間までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、一般競争入札の参加者の資格等の告示に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の交付先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
長崎県土木部道路維持課管理班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3142

4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
契約希望金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

5 最低制限価格

本入札には、最低制限価格は設定されていない。

6 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

長崎県土木部道路維持課管理班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3142

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 日時 令和7年5月8日（木）午前10時開始
- (2) 場所 長崎県庁3階309会議室

8 入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に6の部局に確認すること。

9 入札仕様書及び入札説明書を配布する期間及び場所

（期間） この公告の日から令和7年5月7日（水）午後5時まで（土日祝日を除く。）

（場所） 次に掲げる場所において随時交付する。

長崎県土木部道路維持課管理班
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-894-3142

- 10 入札説明会の開催
入札説明会は行わない。
- 11 契約条項を示す場所
6の部局とする。
- 12 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む。）との間に締結した同種、同規模の契約を2件以上締結し、それを証明するもの（契約書の写し等）を提出したとき。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む。）との間に締結した同種、同規模の契約の履行完了実績が2件以上あり、それを証明するもの（履行証明書）を提出したとき。
- 14 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (7) 長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 15 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は、受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行なう各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかになった場合は落札決定を取り消すこととする。
- 16 その他
 - (1) 特約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達契約に関する協定」の適用を受けるものではない。
 - (3) その他、詳細は入札説明書による。